

2017 TTSショー「特装車とトレーラ展」

2017 TRUCK TRAILER SPECIAL-VEHICLE SHOW

会期 ☐ 平成29年6月8日(木) 9日(金) 10日(土)・3日間
(但し、屋外は8日(木)と9日(金)の2日間)

会場 ☐ 幕張メッセ国際展示場
第1ホールおよび屋外展示場

日本のトラック、走れ未来へ。
少子高齢化時代に夢を育む3日間

T T S ショー
TRUCK TRAILER SPECIAL-VEHICLE SHOW

出展要覧



Nissin

株式会社 日新

TTSショー運営委員会

目次

C o n t e n t s

2017 TTSショー出展要覧

① はじめに.....	3	⑨ 主催者(実行委員会)が行う工事	18
		9-1 展示位置の決定	18
② 開催概要.....	4	9-2 展示小間規格	18
		9-3 一次側幹線電気工事	19
③ 企画構成・サービス.....	6	9-4 屋内会場／アナログ回線・ADSL回線・光高速回線等	20
3-1 開会レセプション(開場式)	6	9-5 非常口、及び消防用設備の維持管理	20
3-2 来場者の入場受付システム	6		
3-3 展示案内パンフレット	6	⑩ 出展者が行う工事の規制と条件	21
3-4 会場内「休憩コーナー」の設置	6	10-1 自己装飾工事	21
		10-2 小間内の二次側電気配線工事	21
④ 広報・宣伝・入場券配布.....	7	10-3 屋内展示場の一般照明	21
4-1 バブリシティーの提供	7	10-4 展示・実演の規制と条件	21
4-2 インターネットでの情報公開と事前登録	7	10-5 屋外展示場の装飾に関する注意事項	22
4-3 出展者への入場券配布	7	10-6 高さ制限	22
		10-7 屋内展示場の2階建て構造の禁止	22
⑤ 会場までの交通機関.....	8	10-8 小間内緊急避難通路の確保	23
5-1 会場までの交通アクセス	8	10-9 屋内展示場の天井構造の禁止と認可申請	23
5-2 周辺道路マップ	10	10-10 天井吊りの禁止	24
5-3 駐車場	11	10-11 通路の確保	24
		10-12 基礎小間(システムパネル)への加工	24
⑥ 会場図と展示場規格.....	12	10-13 照明器具・装飾電球	24
6-1 屋内展示場(西展示棟)全体図	12	10-14 床上げ構造	24
		10-15 床の工事と保護	25
⑦ 展示一般規定	13	10-16 防災材の使用	25
7-1 出展物の保護と責任	13	10-17 設営に関する条件	26
7-2 出展者の常駐と夜間警備	13	10-18 二次側電気配線工事の注意事項	26
7-3 免責事項	13	10-19 設営後の出展者のチェックポイント	26
7-4 損害賠償	13		
7-5 規定の遵守と変更	14	⑪ 禁止行為.....	27
7-6 その他の一般規定	14	11-1 禁止行為について	27
7-7 館内での撮影	14	11-2 禁止行為の解除条件	28
7-8 会場の保全	15		
		⑫ 自衛消防隊の設置	28
⑧ 搬入・搬出	16		
8-1 搬入・搬出時間(小間内装飾含む)	16	⑬ 個人情報保護法に関する扱い	28
8-2 展示物の搬入・搬出方法	16		
8-3 車両待機場所(Lブロック)	17	⑭ 主催者と設営関係業者	31

2 はじめに

2017TTS ショーは、約 30 年間に亘って開催して参りましたトラックショーの理念に基づいて開催するものです。即ち、欧米で大きな役割を果たしている商用車専門の展示会を日本でも実現、広く世界を対象にしたトラック産業の発展に貢献する事を目指すものです。

走る、曲がる、止まる…この自動車の基本機能だけでは“働くクルマ”は完成しません。荷物が濡れたり汚れたりしないようにする為には荷箱が必要だし、野菜や冷凍食品を運ぶためには荷室の温度管理も必要です。また、液体や粉粒体を積載する為にはタンクが必要ですし、高所や低所での作業には伸縮するブームと油圧装置、それに積載物を乗せたり降ろしたりする為にも様々なアイデアが考案され実用化されています。

トラックはこの自動車機能と車体機能が一体となっではじめて物流や作業現場で活動できます。この“物づくり”を支えているのが、自動車メーカーと車体産業界、そして各種の部品や材料を供給する企業です。

一方、このトラックを使用して事業を展開する最大ユーザーは全国で6万3000社にも及ぶトラック運送事業者です。そして、このトラック運送の主な事業対象は衣・食・住に関わる物づくりの荷主です。

TTS ショー・特装車とトレーラ展は、各種トラックの展示がメインとなりますが、同じ会場で荷主、トラックユーザー、メーカーが交流するフォーラムやシンポジウム、講演会も開催の予定です。また、この展示会は、荷主とトラックユーザー、そしてユーザーとトラック産業界が交流する場として提供するものです。

トラックは広域化など販売環境の変化によってユーザーニーズがメーカーに届きにくい時代になっていると言われています。荷主、ユーザーそしてメーカーが一堂に会することで、新時代の幕開けの一助となることを期待するものです。

関係者各位のご支援、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

2017(平成29年)4月27日
TTSショー運営委員会
代表 横路 美亀雄

2 開催概要

展 示 会 名 称 ● 2017 TTS ショー「特装車とトレーラ展」
(英文名・2017 TRUCK TRAILER SPECIAL-VEHICLE SHOW)

テ ー マ ● 日本のトラック、走れ未来へ。少子高齢化時代に夢を育む 3 日間

会 期 ● 平成 29 年 6 月 8 日(木)・9 日(金)・10 日(土) 3 日間
(但し、屋外展示場は 8 日(木)と 9 日(金)の 2 日間)

開 場 時 間 ● 10:00～17:00 (初日開場式は 9:30 より)

会 場 ● 幕張メッセ国際展示場 第 1 ホールおよび屋外展示場
所在地・〒261-0023 千葉県千葉市美浜区中瀬 2-1
電話 043-296-0515 FAX 043-296-0529

主 催 ● 株式会社 日新(〒104-0061 東京都中央区銀座 2-11-9 三和産工ビル 7 階)
*取締役社長・横路 美亀雄

後 援 ● 公益社団法人 全日本トラック協会(160-0004 東京都新宿区四谷 3-2-5)
*会長・星野 良三

運 営 ● TTS ショー運営委員会
代表 横路 美亀雄(株式会社 日新 取締役社長)
〒104-0061 東京都中央区銀座 2-11-9 三和産工ビル 7 階
Tel. 03 (6278) 8905 Fax. 03 (6278) 8906

会 場 規 模 ● 総展示面積／10,987㎡(屋内 6,827㎡・屋外 4,160㎡)
*上記面積は会場通路、休憩コーナー、及び事務局ブース等すべてを含む
総展示面積。

来 場 対 象 者 ● トラック及び電気自動車ユーザー、荷主、自動車メーカー関係者、関連部品・
情報機器メーカー関係者、及び関係団体、報道関係者、ならび一般来場者。

見込来場者数 ● 15,000 人(3 日間合計)

入 場 料 ● 無料

出品物の範囲 ● 大型から小型、軽自動車・2 輪車までの各種商業車、及びトレーラ、特装車、
特種車、バス等の商業車両、EV。それらに関連する機器、部品、用品、資材。
陸・海・空の輸送事業全般に関連する物流機器、通信機器、コンピュータ等の
OA 機器、及び関連のソフト。また、本ショーの目的に合致すると運営委員会
が判断した各種製品、及び関係図書類。

幕張メッセ会場全体図

施設・設備概要(展示ホール1)		
①展示 ホール	ホール No.1	
	面積	6,827㎡
	展示ホールの形状(壁芯)	縦 112.5m × 横 60m (縦は南北方向 横は東西方向)
	天井高	最高 22.6m (梁下 16.7m) 最低 15.0m (梁下 10.8m)
②床面	構造	コンクリート直均し
	制限床荷重	最大 5トン／㎡
③吊物	展示ホール天井梁内のガセットプレートにて対応	
	個所数	540 ケ所／1 ホール 概ね東西南北各方向から 3 m 間隔
	制限吊荷重	450kg／1 ケ所
	敷地内ゲート	幅：9m (全ゲート同一)
④搬出入	展示ホール搬入出口	
	搬入口(南・東・西側)	南口 1 か所 幅 8.3 m 高さ 5.6 m 西口 4 か所 幅 5.9 m 高さ 5.6 m
	搬出口(北側)	北口 1 か所 幅 5.2 m × 2 高さ 4 m



3 企画構成・サービス

3-1 開会レセプション(開場式)

初日の6月8日(木) 9:30 から、ウエルカムアトラクションを連動させた TTS ショー開場式を展示会場 1 ホール前で行います。

3-2 来場者の入場受付システム

展示会場の 1 ホール前に来場者受付ブースを設け、入場券を持参したすべての来場者を対象に「入場登録」を実施致します。この入場登録時に、来場者の業種(①ユーザー／②メーカー／③ディーラー／④その他)が識別できる首提げタイプのカラー入場パスを来場者全員に配布します。この入場パスを持参していなければ会場への入場ができないよう各ホールの入口をスタッフによりガードする方法をとります。これにより、来場者入場登録の徹底を図ります。展示案内パンフレットは入場登録済み者を対象に無料配布致します。

なお、個人情報保護法の規定に基づき、来場者に関する個人データは主催者で管理保護します。

3-3 展示案内パンフレット

本ショーの展示物および出展各社の概要をまとめた会場案内図付き「展示案内パンフレット」を入場登録後、受付ブースで来場者全員に無料配布します。

この展示案内パンフレット作成にあたって〈提出書類・A／展示案内パンフレット作成資料〉が必要になります。〈提出書類・A〉の提出期限は、編集・印刷の都合上 **5月12日(金)**までとさせていただきます。期限を過ぎますと展示案内パンフレットへの掲載ができなくなりますのでご注意ください。

〈提出書類・A〉は E メールによる提出を基本とさせていただきます。E メール送信先は下記のアドレスとなります。展示案内パンフレットの編集は主催者(横路と望月)が担当します。

E メール : yokoro@nissin-news.co.jp

また、展示案内パンフレットへの広告掲載を希望される場合は(株)日新(電話 03-6278-8905／担当・横路)までお問い合わせ下さい。

3-4 会場内「休憩コーナー」の設置

来場者サービス、及び出展者の利便性を考慮して、会場内に「休憩コーナー」を設置します。

来場者と出展者の有効利用を考え、同コーナーには椅子・テーブルを用意し、簡単な商談ができる場とします。

4 広報・宣伝・入場券配布

4-1 パブリシティの提供

一般紙、スポーツ紙、業界各紙、及び専門月刊誌等へ主催者より記事資料の提供を行ない記事掲載での TTS ショーの PR 協力を要請します。また、各テレビ・ラジオ局へも情報を提供し、開会前及び開会当日朝のニュース番組等に取り上げてもらうよう働きかけます。なお、報道機関に対して、出展物の動向、イベント、PR コーナーのパブリッシングを開催前に行ないます。

4-2 インターネットでの情報公開と事前登録

主催者が運営するホームページ「トラック X」上で TTS ショーの開催案内、出展者の状況、展示物の傾向などの情報を公開していきます。また、出展者をはじめ、幕張メッセや日本展示会協会等のホームページ等にリンクボタンを設定してもらいインターネットによる広報展開の幅を広げていきます。

また、無料入場の「事前登録」も「トラック X」上で実施します。これにより、より幅広い来場者誘致を展開します。

なお、「トラック X」へのバナー広告掲載を希望される場合は(株)日新(電話 090-5538-2007／担当・横路)までお問い合わせ下さい。

〈ホームページ「トラック X」 URL〉 <http://www.truck-x.com/>

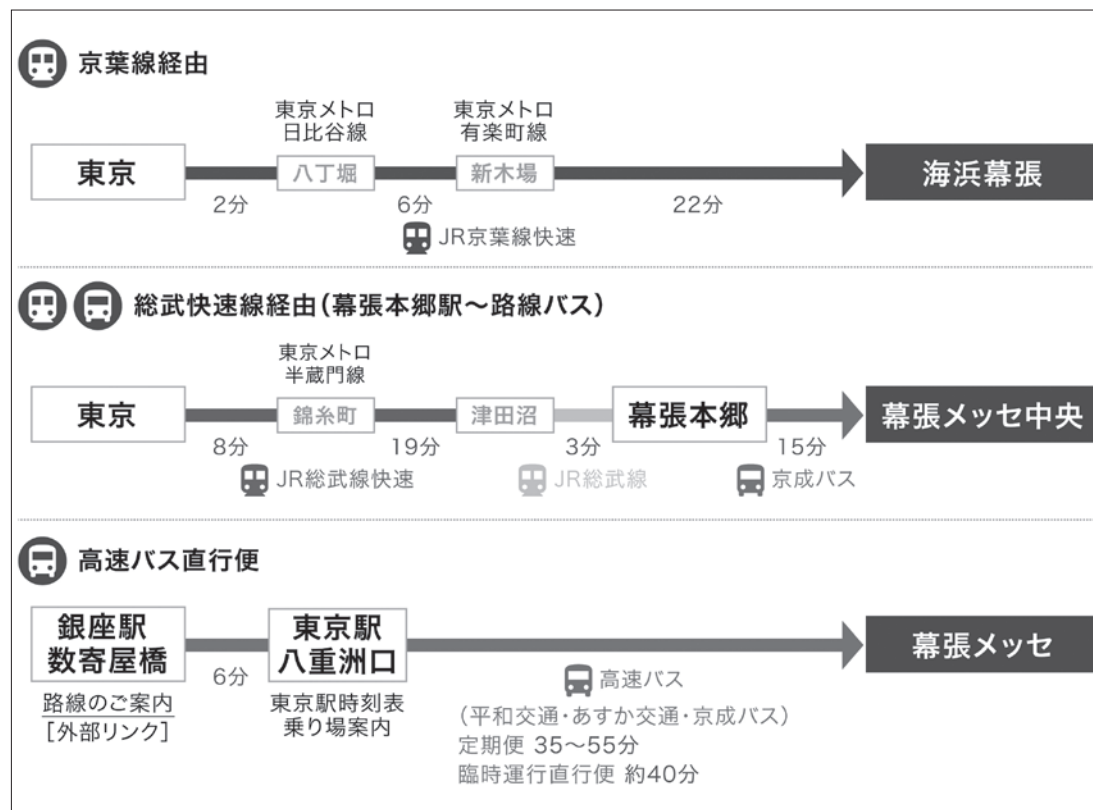
4-3 出展者への入場券配布

2017TTS ショーの案内を兼ねた入場券(無料)を制作します。この入場券がないと TTS ショーの会場には入ることが出来ません。

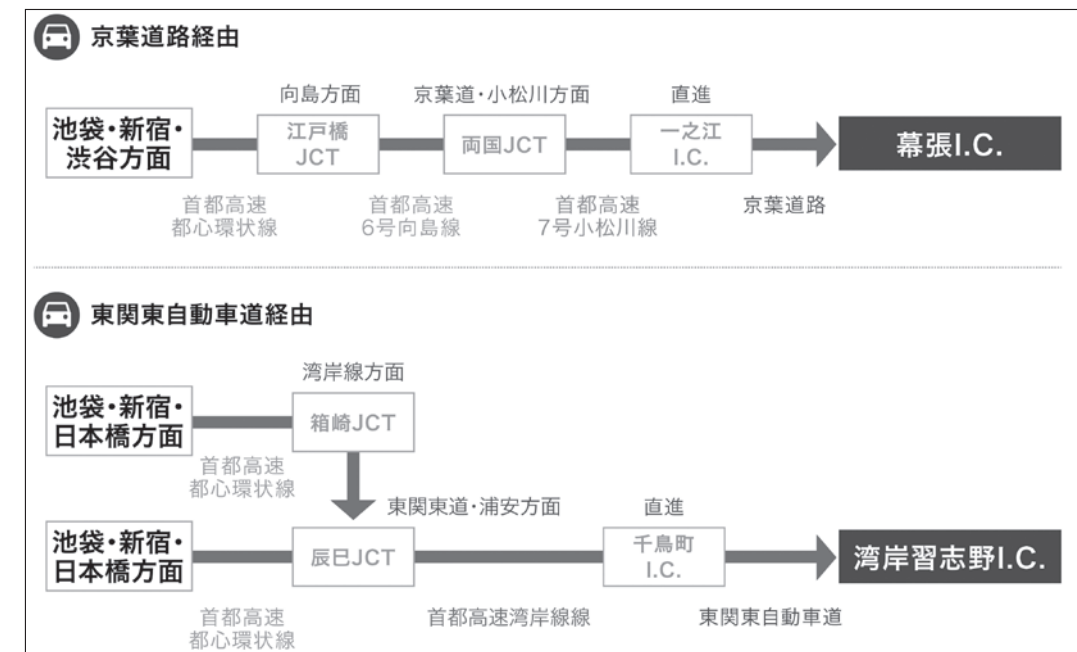
この入場券を必要枚数、出展者様にご提供しますので、必要枚数を提出書類 B でお知らせ下さい。〈提出書類・B／入場券申込書〉の提出期限 **5月12日(金)**は厳守戴くようお願い申し上げます。期日を過ぎますと印刷工程の都合上、ご希望の枚数を配布できなくなる場合もありますのでご注意ください。また、発送の都合もございますので、入場券の枚数は 100 枚単位でお申し込みいただきますようご協力下さい。

5 会場までの交通機関

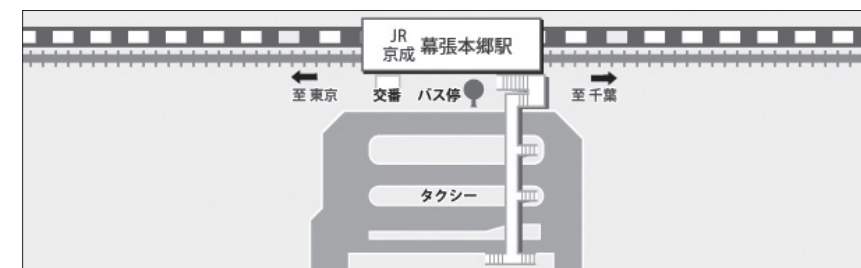
5-1 会場までの交通アクセス



車でご来場の場合



バスのご案内 幕張本郷駅バス乗り場路線ガイド



- 1. 海浜幕張駅行き**
幕張本郷駅 → 海浜幕張駅(幕張メッセまで徒歩約5分) 約15分
- 2. ZOZO マリンスタージアム／医療センター行き**
幕張本郷駅 → タウンセンター (幕張メッセまで徒歩約3分) 約17分
- 3. 幕張メッセ中央行き**
幕張本郷駅 → 幕張メッセ中央 約17分

5-2 幕張メッセ周辺図



5-3 駐車場

会場側の事情により会場内に出品者用の無料駐車スペースを確保することができません。会場付属の有料駐車場をご利用いただくことになります。また、搬入車両、トラクタ等の会期中の留め置きが必要がある場合には必ず TTS ショー運営委員会まで事前にご連絡下さい。なお、留め置き車両に関しても駐車料金が必要となりますのでご了承下さい。

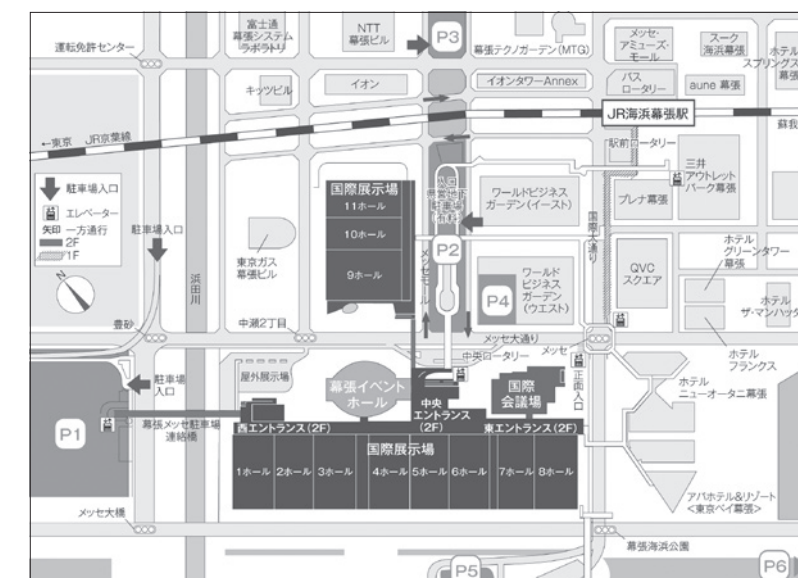
幕張メッセ駐車場

No.	名称	営業時間	料 金	収容台数	電話
P1	幕張メッセ 駐車場	8:00 ～ 23:00 (入庫は21:00 まで)	●普通・準中型 1,000 円 /1 日 /1 回 ●大型・中型 4,100 円 /1 日 /1 回 ●自動二輪車 200 円 /1 日 /1 回 ※原動機付自転車(50cc 以下)の入場はできません。 ※身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(これらの方を介護する方を含みます)の駐車料金は無料です。	普通 5,500 台 大型 120 台 自動二輪車 50 台	043-296-0766

近隣の駐車場 (P2～P6の駐車場については、直接掲載の電話にお問い合わせ下さい。)

No.	名称	営業時間	料 金	収容台数	電話
P2	幕張新都心 県営第一 地下駐車場	24 時間営業（無休）	100 円 / 20 分 （ただし駐車後 24 時間までごとにつき、平日最大 1,000 円、土日祝祭日最大 1,500 円）	280 台	043- 296-2277
P3	幕張新都心 県営第二 地下駐車場			459 台	043- 296-3301
P4	ワールドビジネス ガーデン駐車場	24 時間営業（無休）	200 円 / 30 分 平日最大 1,200 円 土日休日最大 2,000 円	約 200 台	043- 297-3100
P5	幕張海浜公園 F 駐車場	8:30 ～ 21:00 ※ナイター時最大 23:00 まで （年末以外無休）	普通車 600 円 / 日 大型車 2,400 円 / 日	普通 577 台 大型 13 台	090- 1853-2670
P6	幕張海浜公園 D 駐車場	8:30 ～ 17:30 ※ 4 ～ 6 月は 18:30 まで ※ 7 ～ 9 月は 19:30 まで （年未年始以外無休）	600 円 / 日	833 台	090- 1853-2670

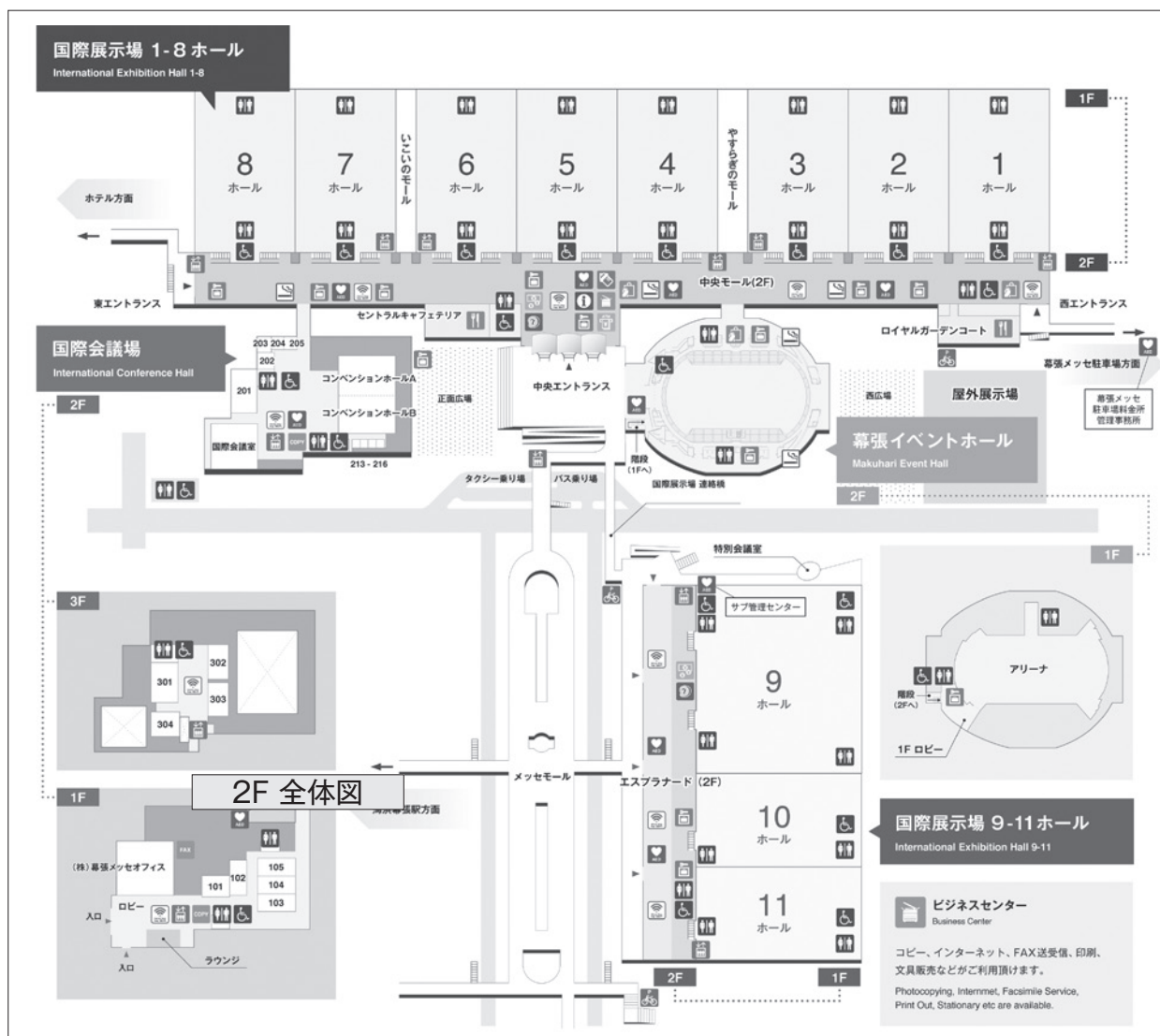
※上記リストは隣接している駐車場の一部のみです。



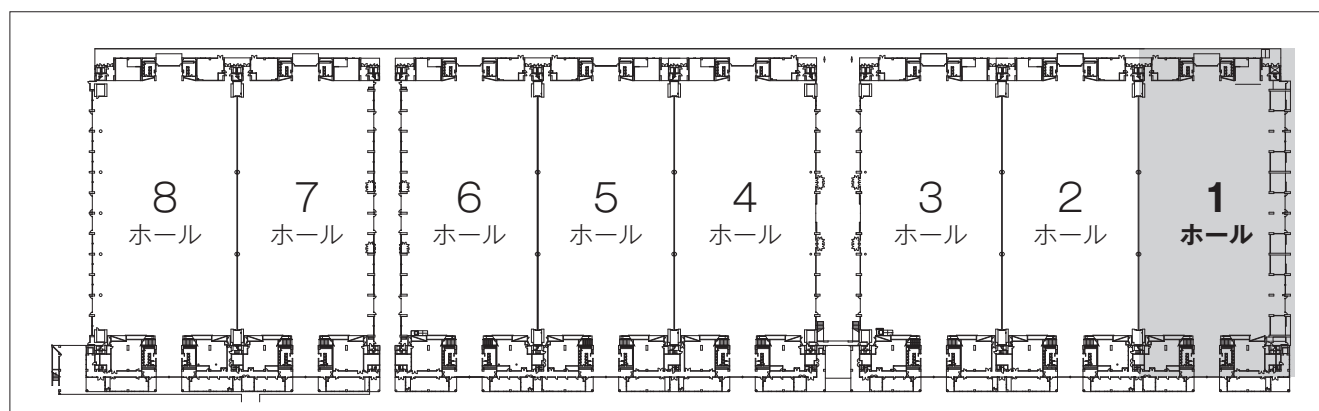
6 会場図と展示場規格

6-1 会場図と展示場規格

会場全体図



展示ホール 1～8 (平面図)



7 展示一般規定

7-1 出展物の保護と責任

- ①出展物の保護については出展者が責任を負うものとし、天災などの不可抗力による紛失、損失、及び会場内で発生した事故等に対して、主催者で賠償の責任は負いません。
- ②出展物の搬入出、施工、実演等において、事故発生防止の上でTTSショー運営委員長が危険と判断した場合は、その作業等の制限、もしくは中止を求めることがあります。
- ③出展者にかかわる行為によって事故が発生したときは、当該出展者において責任を負って下さい。

7-2 出展者の常駐と夜間警備

- ①会期中の開場時間、及び搬入出時に出席関係者は必ず「**出展者バッジ**」着用の上、自社ブース内に常駐し、出展物等の管理、来場者の応対にあたって下さい。なお、出展者バッジは〈**提出書類・C**／**出展者バッジ・展示車両カード・作業車両カード申込書**〉に必要事項と枚数を記入の上、**5月12日(金)**までにお申込み下さい。出展者バッジは**1社50枚**までとさせて戴きます。それ以上の枚数が必要な場合はTTSショー運営委員会にご相談下さい。
- ②主催者では、会期中、及び搬入後の一般的な夜間警備を専門警備会社に委託して行ないます。なお、夜間警備時間は、搬入日の**6月7日(水)**が(0:00～翌日10:00)、会期中の**6月8日(木)・9日(金)**は17:00閉場後～翌日10:00となります。(屋外は9日(金)まで)

7-3 免責事項

準備から撤去までの全期間を通じて、出展物、及びその他の物品が盗難または損傷を生じた場合でも、原因のいかんを問わず、主催者では賠償の責任は負いません。出展者は損害保険の付保など、自社小間内において万全の管理をして下さい。

最近、ブース内での展示品、及び備品類の盗難が頻繁に発生しています。条件によっては盗難防止のためのストックブース天井張りが認められます。ストックブースの天井張り施工を行う場合は各出展者のブース施工会社にご相談下さい。

《保険加入のご案内》

出展物の盗難、破損、及び各出展ブースの担当要員に対しての補償について主催者では一切責任を負いません。つきましては、各出展者側で保険に加入されることをお勧めします。

●保険の種類

1. 賠償責任保険
2. 傷害保険
3. 動産総合保険

7-4 損害賠償

出展者または出展者代理人が展示会場の建造物、付帯設備、備品等に損傷を与えたり、紛失させるなどした場合は、当該出展者の責任となります。

7-5 規定の遵守と変更

出展者、及び出展関係者は以上の規定を遵守しなければなりません。やむをえない事情が生じた場合、主催者はこれらの規定を変更することがあります。

7-6 その他の一般規定

展示・実演にあたっては、次の事項を遵守して下さい。主催者が違反と認めた場合は直ちにその行為を中止して戴きます。

- ①会場内全体の騒音対策のため、マイクロホン等の音量は 80 ホーン以下に設定して下さい。
- ②展示、及び操作実演は自社小間内で行って下さい。通路でのカタログ等の配布、呼び込み行為、及び椅子、テーブル等の小間外への持ち出しは禁止します。
- ③実演は安全に留意し、来場者等に危険がないよう万全の措置を講じて下さい。
- ④実演によって発生する過度の騒音、高熱、じんあい、臭気、振動等については、予め予防措置を講じ、他出展者、来場者に迷惑を及ぼさないようにして下さい。
- ⑤展示、実演で生じるトラブルは、隣接小間の関係者同士で話し合い了解を得るようにして下さい。やむをえない場合は TTS ショー運営委員会が調整致します。
- ⑥開催時間終了後に自社ブースから帰られるときは必ず小間内電源を OFF にして下さい。事情により 24 時間通電を必要とする場合は予め TTS ショー運営委員会へお届け下さい。
- ⑦照明設備、発熱機器等の近くに可燃性の衣類や紙類等を置かないで下さい。
- ⑧保守点検のため、主催者が各小間内電源開閉器等を見回ることがありますので、開閉器周辺に物を置かないようにして下さい。また、小間内ストックブースに開閉器を設ける場合は合鍵を主催者にお預け下さい。
- ⑨開場時間中は必ず出展者が小間内に常駐し、展示・実演を行って下さい。開場時間に遅れたり、早じまいはしないで下さい。
- ⑩非常ベルが鳴った場合は、速やかに小間内ナレーション等の放送を中止し、TTS ショー運営委員会の指示に従って下さい。

7-7 館内での撮影

①来場者による撮影

アマチュアのスナップ写真は主催者として特に規制しません。ただし、出展者の展示効果や機器のデザイン保護等に支障がある場合は撮影者に直接注意して下さい。

②自社スタッフによる自社小間撮影

撮影にあたっては来場者の迷惑にならないよう配慮して下さい。特に、照明設備や三脚、ビデオケーブル等が通行の妨げにならないようご注意下さい。また、電源は自社小間からとるようにして下さい。開催時間終了後に撮影する場合は事前に必ず TTS ショー運営委員会へお届け下さるようお願い致します。

③報道関係者による撮影

主催者が認めた報道関係者には〈PRESS〉バッジを発行します。〈PRESS〉バッジを付けた報道関係者の撮影には、差し支えない範囲でご協力戴くようお願い致します。

④主催者による撮影

〈主催者〉バッジをつけた主催関係者が記録用の写真、及びビデオを撮影する場合がありますので、差し支えない範囲でご協力下さい。

7-8 会場の保全

①会場の清掃

会期中、出展者は自社小間内を清掃し清潔に保つよう心がけて下さい。会場にはゴミ処理施設がありませんので、小間内で発生した廃棄物等は出展者の責任で持ち帰って戴くようお願い致します。なお、会場通路、休憩コーナー等は閉場後毎日、主催者が専門の清掃会社に依頼して清掃します。なお、各出展小間内の清掃は主催者では行いません。自社小間内の清掃が必要な場合は主催者指定(株)イン・サポートの専門清掃会社の利用をお勧めします。

②自社小間内の原状回復

会期終了後の 6 月 10 日(土) 21:00 までに、出展者は自社小間内を原状に回復して下さい。基礎パネル、及び電気幹線は主催者で撤去します。

③残留物品の責任

自社小間内で発生した残材やゴミを、自社小間、及び他社小間内、または通路等に放置した場合は処分費を申し受けますのでご了承下さい。

8 搬入・搬出

8-1 搬入・搬出時間（小間内装飾含む）

〈搬入時間〉 開催前日・6月7日(水)／8:00～18:00

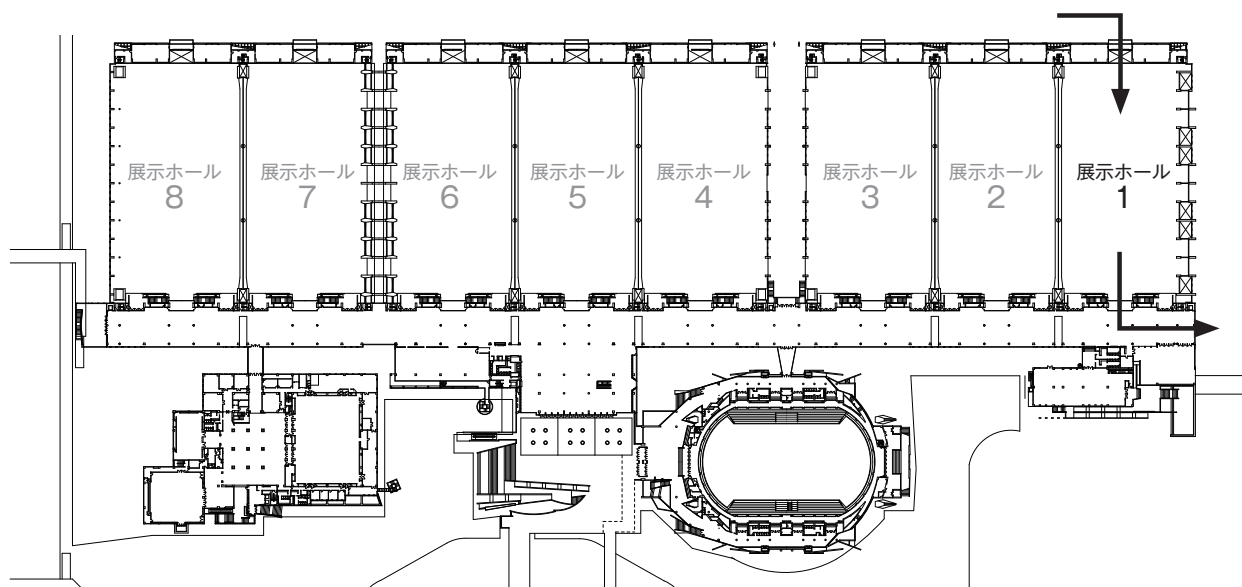
＊展示車両の搬入は6月7日(水)6:00からを予定しています。

〈搬出時間〉 最終日・6月10日(土)／17:00～21:00

屋外展示場は6月9日(金)／17:00～21:00

＊会期中の開場時間内での搬入・搬出はできません。

展示ホール1 搬入動線



◆上記搬入動線は予想図です。同時期開催の主催者との調整によりルート変更となる場合があります。搬入動線の最終案内は搬入日の約1週間前に各出展者にご案内します。

8-2 展示物の搬入・搬出方法

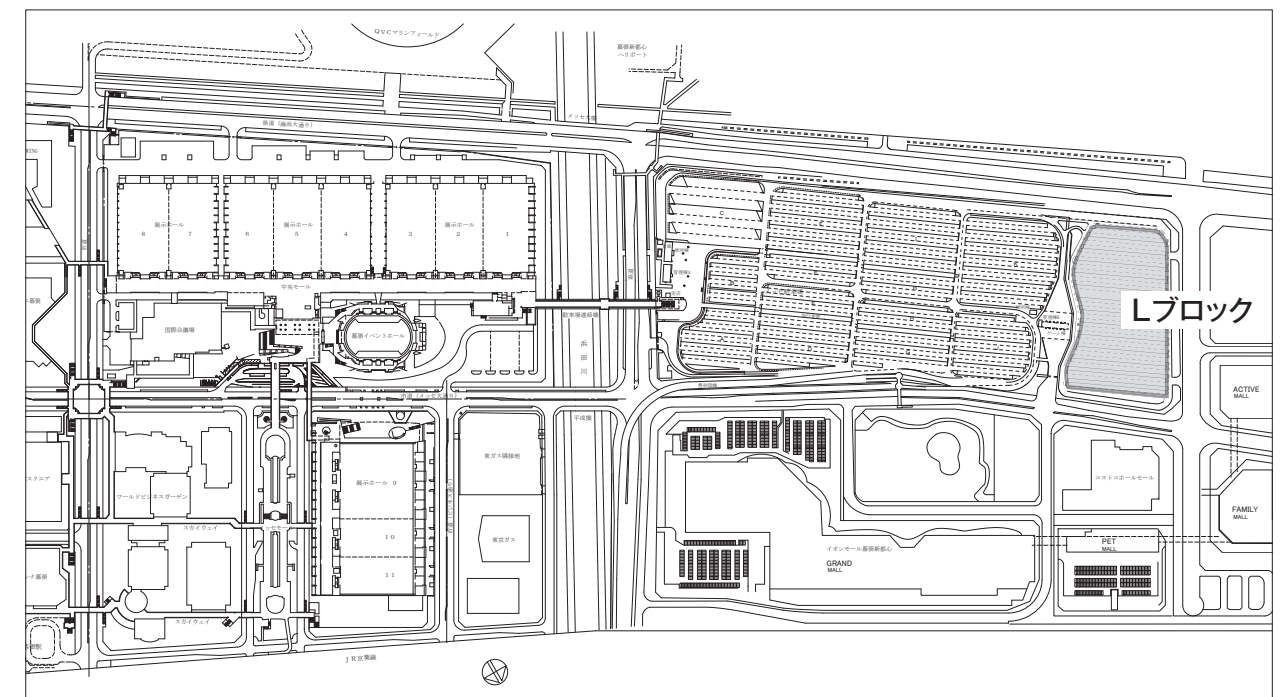
- ①展示物の搬入・搬出は出展者が責任を持って行って下さい。
- ②車両展示の場合、TTSショー運営委員会が各展示場所への搬入ルート、及び搬入時間を前もって決定致します。館内では車両の方向転換ができなくなるケースも考えられますので、TTSショー運営委員会が定めた搬入時間は厳守願います。なお、スムーズな展示車両の搬入を目的にTTSショー運営委員会では厳密な「展示車両搬入計画」を搬入日の1週間前に立てることにしております。展示車両の搬入時間については各出展者にメールまたはFAXで事前通知いたします。

つきましては、〈提出書類・D／展示車両登録書〉を5月12日(金)までにご提出下さい。〈提出書類・D〉は消防署への提出資料を兼ねておりますので、展示車両位置のわかる図面を必ずご記入、もしくは添付

して下さい。なお、車両の展示がない場合も確認のために、社名、ご担当者名をご記入のうえ、「無し」に○印を付けこの書類を提出期限の5月12日(金)までにご提出下さい。

- ③展示車両と作業車両の識別のため、展示車両には主催者が用意する「展示車両カード」を車両フロントガラスに必ず貼って搬入して下さい。なお、「展示車両カード」は〈提出書類・C／出展者バッジ・展示車両カード・作業車両カード申込書〉に必要枚数をご記入の上、5月12日(金)までにご提出下さい。
- ④展示車両の搬入は会期前日の6月7日(水)朝6:00から順次での搬入を予定しています。主催者では搬入日当日の6月7日(水)6:00から会場内に展示車両専用の待機場所を特別に用意する計画です。つきましては、展示車両の搬入情報として待機所(Lブロック)への搬入日とおおよその到着時間を〈提出書類・D／展示車両登録書〉にご記入いただき5月12日(金)までにご提出下さい。展示車両の搬入にあたっては、必ずTTSショー運営委員会の指示に従っていただくようお願い致します。
- ⑤装飾施工関連の工事車両の待機場所は同時開催の他展示会との調整会議後に決定致します。搬入日当日はTTSショー運営委員会の指示に従っていただくようお願いします。スムーズな計画搬入の実現、及び事故防止のため、展示車両搬入終了後に作業車両の会場乗り入れを行う計画ですのでご協力下さい。関連車両の会場搬入には「作業車両カード」が必要になります。〈提出書類・C／出展者バッジ・展示車両カード・作業車両カード申込書〉に必要枚数をご記入の上、5月12日(金)までにご提出下さい。なお、「作業車両カード」はTTSショーの搬入出時に会場への乗り入れを確認するためのカードです。このカードで幕張メッセ内の駐車場は無料にはなりませんのでご注意ください。また、会期中にこのカードで車両の留め置きをされますと会場規定の駐車料金が発生します。その場合、主催者は一切関知致しませんのでご了承下さい。

8-3 車両待機場所(Lブロック)



9 主催者 (TTS ショー運営委員会) が行う工事

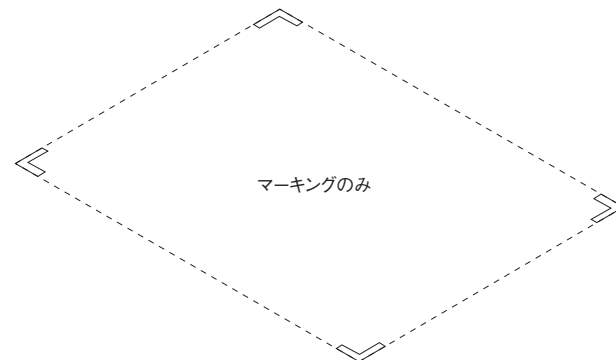
9-1 展示位置の決定

出展各社の展示位置は、展示物、実演内容、使用小間数、申込み順位等の条件をベースに主催者が決定致します。また、来場者の立場で見易さに重点を置いた会場設計を進めてまいりますので、ご一任のほどご了承下さい。

9-2 展示小間規格

①スペース小間 (1 ホール／屋外)

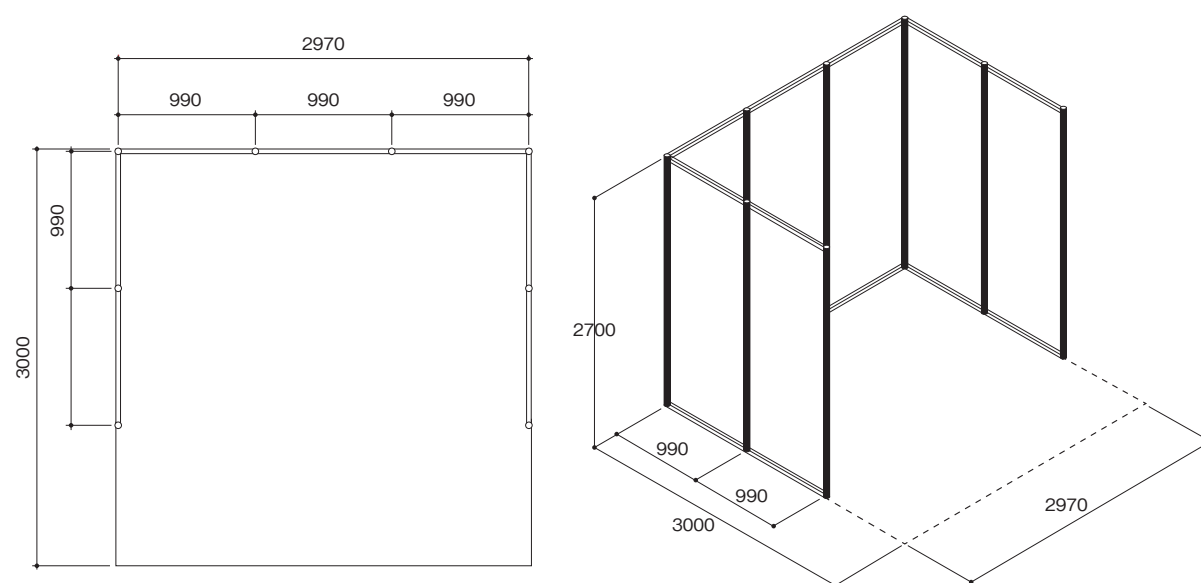
スペース渡しとなりますので後壁、間仕切りはありません。白線によるコーナー区画標示だけとなります。展示内容によって間仕切り等の施工を行なう場合は隣接小間の担当者間で調整の上、出展者の負担で設置して下さい。



②基礎小間規格 (1 ホール)

基礎小間は後壁全面 (高さ 2,700mm)、及び側壁間仕切り (高さ 2,700mm×袖長 1,980mm) の主催者施工が基本となります。なお、側壁の全面をパネルで仕切られる場合は必ず隣接小間の担当者間で調整の上、出展者の負担で設置して下さい。

基礎パネルは、美観と省資源を考慮して、アルミ製のポール (8 角柱・径 40mm) とビーム (梁) に合板パネルを挟み込む方式の白色塩ビシート貼りのシステムパネルで壁面を構成します。このため、壁面への経師貼り、釘打ち、穴あけ、移動、及び撤去はできません。



9-3 一次側幹線電気工事

TTS ショー運営委員会は出展者の申込みに応じて、電力供給のための一次側幹線電気工事を一括して行ないます。この一次側幹線電気工事は、会場の電気室から各小間内の出展者が位置を指定した開閉器までとなります。それ以降の分電盤を含む二次側配線電気工事は出展者側で行って下さい。必要な電力容量は〈提出書類・E / 電気供給申込書〉で TTS ショー運営委員会までお申込み下さい。また同時に、〈提出書類・F / 電気工事設計図〉にブース図面をお描きいただき開閉器の設置位置等をご指示下さい。電気供給工事に関する提出書類〈E・F〉の期日は **5月12日(金)** です。期日を過ぎますと電気の供給ができなくなりますのでご注意下さい。また、幹線工事の都合上、現場での電気容量アップには応じられません。電気供給の必要がない場合も、〈提出書類・E〉に社名、担当者名等をご記入のうえ、「無し」に○印を付けて期日までにご提出下さい。なお、基礎小間で開閉器の設置位置のご指示が特になければ、正面に向かって右奥角に取付けます。

なお、電気幹線工事等についてのお問い合わせは、昭豊電機(株) (Tel.03-3918-7993) までお願いいたします。

①供給可能な電力

〈単相 2 線式〉	100V	50Hz	(3kw 未満)
〈単相 2 線式〉	100V / 200V	50Hz	(3kw 以上)
〈三相 3 線式〉	200V	50Hz	

*出展者小間の開閉器に供給方式の種別を表示します。

②開閉器の設置位置

一次側電気幹線の開閉器設置位置は、できるだけ出展者の希望に添うよう工事しますが、配電設備等の都合により多少の位置移動をお願いする場合がありますのでご了承下さい。また、1 小間で 45kVA 以上の大容量電力が必要となる場合は 2 回路以上に分けて工事することもあります。なお、パネル施工のないスペース小間の場合、スタンド型開閉器を所定位置近くに設置します。

幹線工事では、ケーブルとケーブルプロテクター (保護板) が小間内を這う場合もありますので予めご了承下さい。

③電力供給時間

搬入、及び会期中の通電予定時間は次の通りとなります。

〈搬 入〉	6月7日(水)	13:00 ~ 18:00
〈開 催 日〉	●屋内 6月 8(木)・9(金)・10(土)	9:00 ~ 17:30
	●屋外 6月 8(木)・9(金)	9:00 ~ 17:30
〈搬 出〉	●屋内 6月10(土)	9:00 ~ 17:15
	●屋外 6月 9(金)	9:00 ~ 17:00

④一次側幹線電気工事費用と電力使用料

一次側幹線電気工事費用、及び電力使用料は出展者の負担となります。一次側幹線電気工事費用は、電力使用料込みで 1KW あたり 12,000 円(税抜) (工事費 10,000 円+電力使用料 2,000 円) となります。〈提出書類・E〉の申込み負荷ワット数から算出して会期終了後、TTS ショー運営委員会よりご請求致します。

ます。また、24 時間通電を希望される出展者は予め TTS ショー運営委員会へお届け下さい。24 時間通電の場合、請求時に追加電力使用料を別途加算させていただきます。なお、屋外展示場で電気配線作業が不可能な場合は発電機での対応とさせていただきます場合もありますので予めご了承下さい。

9－4 屋内会場／光高速回線 等

(1) 提供期間

期間：6 月 7 日(水) 14：00〔開通予定〕～ 10 日(土)[会期終了後撤去]

(2) 回線設置料金(税抜)

回線種別	タイプ	単価(税抜)	
フレッツ光	フレッツ光回線(プロバイダ含む) 可変 IP ※	¥80,000	
	フレッツ光回線(プロバイダ含む) グローバル IIP ※	¥96,000	
	フレッツ光(可変 IP)+ 無線 LAN アクセスポイント設置 ※ 1	¥120,000	
	フレッツ光(グローバル IIP)+ 無線 LAN アクセスポイント設置 ※ 1	¥136,000	

※各種サービスなどの詳細は、キッセイコムテック株式会社にお問合せください。

※持込端末のサポートは致しかねます。

※弊社で提供するインターネット接続サービスは、通信キャリア／プロバイダが提供するベストエフォートサービスを利用しています。そのため、回線速度の保証、当該回線障害、プロバイダ障害による補償は一切致しかねます。

※出展者において、OS アップデート、セキュリティ対策、情報漏洩対策等を必ず行ってください。弊社では一切の責任を負いかねますのでご注意ください。

※ 1 ① 申込み頂いた出展者ごとに SSID(ネットワーク名)とパスワードを発行します。

② ブース内の有線 LAN 回線のルーター設置個所に無線 LAN アクセスポイントを 1 台設置します。

③ 1 アクセスポイントあたり 30 端末接続までで、ブースの大きさが 10m 四方までの広さを想定しています。

④ 対応無線規格は、IEEE802.11a／b／g となります。

⑤ 無線 LAN は、会場内の他アクセスポイントとの電波干渉により、接続できない可能性があります。

⑥ 2.4GHz 帯(IEEE802.11b／g)は混線が多く、無線 LAN 接続できない場合があります。
利用される端末は 5GHz 帯(IEEE802.11a)が使用できる端末をご用意ください。

⑦ 持込端末によっては、機器との相性により接続できない場合があります。

⑧ お持込のモバイル Wi-Fi ルーターの利用をしないでください。混信の原因となります。

⑨ Wi-Fi サービスをお申込みの場合は、ブースの大きさやレイアウト、接続台数によってオプション料が発生する場合があります。

9－5 非常口、及び消防用設備の維持管理

法令で定められた非常口、自動火災報知設備、スプリンクラー設備、消火器の維持管理については、千葉市美浜消防署、及び会場管理者の指導を受けながら、主催者が必要な措置を講じますので、出展者のご協力をお願い致します。

10 出展者が行う工事の規制と条件

10－1 自己装飾工事

主催者が設置する施設を除く自社小間内の装飾施工工事は出展者が行って下さい。主催者では展示装飾に関する施工業者は特に指定しません。自社小間内の展示・実演に必要な装飾等は出展者の責任で施工して下さい。

なお、会場管理上、5 月 15 日(月)までに装飾工事に関する書類として〈提出書類・G／装飾施工届・工事施工届〉を必ず TTS ショー運営委員会に提出して下さい。自社で施工する場合もこの書類は必要となります。また、装飾施工をされない場合も、社名等をご記入のうえ「無し」に○印を付けて必ず書類をご提出下さい。

10－2 小間内の二次側電気配線工事

主催者で設置する小間内開閉器以降の二次側電気配線工事(照明・コンセント・分電盤等の設置)は出展者の負担と責任で施工して下さい。

10－3 屋内展示場の一般照明

各屋内展示場には 500 ルクス前後の基本的な一般天井照明の用意があります。展示施設の設営にあたっては、この天井照明を有効に取り入れるよう考慮して下さい。屋外展示場には外灯以外の一般照明設備はありません

10－4 展示・実演の規制と条件

①デモンストレーション(実演)と車両展示

実演展示を行なう場合は展示会場(屋外・屋内)によって異なりますのでご注意ください。

〈屋外展示場〉

車両エンジンをかけた状態でのデモンストレーション展示が可能です。ただし、消防法により開場時間内での燃料補給はいかなる場合においても一切認められませんのでご注意ください。

〈屋内展示場〉

車両タンクに必要最少限度の燃料が入った状態での車両展示しか認められません。また、屋内展示場では車両のエンジンをかけることはできません。ただし、供給電力、及び車両バッテリー等の電動によるデモンストレーションは条件付きで可能となります。夜間等の開場時間外であっても燃料補給は一切認められませんのでご注意ください。

②飲食物の取扱

展示会場内における食品の販売、調理、試飲、試食等、食品の取扱については取扱食品に応じて営業許可の取得、または届出が必要となります。その内容に応じて調理区画、手洗い設備(消毒液付)、シンク、給湯設備、冷蔵設備の設置が義務付けられます。屋外の場合では、さらに壁面、屋根等の設置が

必要になります。

食品を取り扱う出展者は千葉市保健所に申請、届出(会期の1週間前まで)が必要になりますので、食品を扱う場合は事前にTTSショー運営委員会までご連絡下さい。

10－5 屋外展示場の装飾に関する注意事項

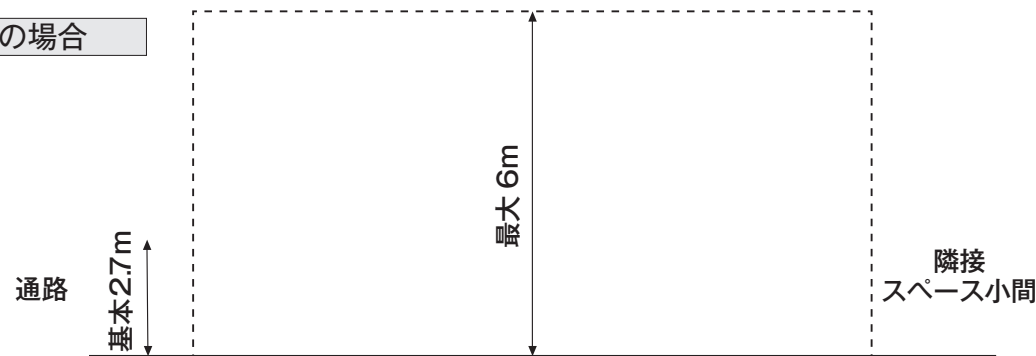
屋外は、気象状況によって強風が吹くことがあります。テント、サイン看板等の設営にあたっては施工業者と十分に検討の上、完璧な強風対策を実施して下さい。万一、事故が発生した場合は当該出展者の責任となり主催者として一切責任は負いません。(アンカーは打てません。)

10－6 高さ制限

基礎小間は高さ2.7m以内で装飾施工をお願い致します。また、スペース小間は高さ6mまでの装飾施工が可能です。隣接のブースがある場合は必ず出展者の担当者間で調整を行った上で施工するようにして下さい。この高さ制限は、壁、パネル、看板、アンドン、照明器具、展示台、支柱、演出機材、旗、バルーン、スピーカー、植木などのすべての装飾物が対象となります。ただし、出展物についてはその限りではありません。

なお、3m以上の装飾物を施工する場合は、所轄消防署の指導により装飾内容等によっては消火設備の設置が必要となる場合があります。3m以上の装飾物を施工する場合は〈提出書類・G／装飾施工届・工事施工届〉の「装飾物高さ」の項目にチェックを入れ、ブース平面図及び立面図を添付の上、5月12日(金)までにTTSショー運営委員会に提出して下さい。TTSショー運営委員会で書類を作成し消防署へ一括申請いたします。その結果、消防設備の設置等が必要となる出展者についてはTTSショー運営委員会よりご連絡いたします。また、3mを越える施工をされない場合も、装飾物3m以下の項目にチェックを入れご提出下さい。

管轄消防署の指導により、消防設備の設置が必要と指摘された場合は各出展者に用意していただきます。



10－7 屋内展示場の2階建て構造の禁止

原則として、規定の最大高さ以内であっても、中2階、または2階建て構造は主催者として認めていません。ただし、消防規定をクリアした場合はその限りではありません。2階建て構造を希望する場合は、幕張メッセの承認が必要となりますので、〈提出書類・H／出展に伴う天井構造・二階建構造等の届出〉

に必要な事項をご記入の上、5月12日(金)までにTTSショー運営委員会にご提出下さい。また、天井・2階建て構造の装飾施工をされない場合も、社名等をご記入の上、「無し」に○印を付けて必ず書類をご提出下さい。

10－8 小間内緊急避難通路の確保

展示ブース内に四方を壁やパネルで仕切った場所を設置し来場者を入場させ実演・展示を行なう場合は、緊急災害時に大勢の来場者が短時間で避難できるよう次の点に留意して下さい。これは、消防法令に基づく消防署の指導によるものです。

- ①異なる2方向以上に避難できるよう、出入り口を2カ所以上設け、避難口誘導灯、または誘導標識を設けること。
- ②柵や手すり、あるいは展示台等に囲まれた中で実演する場合も来場者の避難路の設け方は①に準ずること。
- ③小間の設計内容によっては、小間内設計者が管轄消防署に直接行って協議して戴く場合もあります。また、協議の結果は必ず主催者へ報告していただきますようお願い致します。

10－9 屋内展示場の天井構造の禁止と認可申請

所轄消防署の指導により消防設備の感知、及び散水障害となる天井構造を設けることは禁止されています。

展示実演でやむを得ない理由で天井構造を設ける場合は5月12日(金)までに以下の書類を各3部ずつTTSショー運営委員会へご提出下さい。TTSショー運営委員会でまとめて消防申請を行います。

〈天井構造認可申請書類〉

1. 幕張メッセ宛の〈提出書類・H／出展に伴う天井構造・二階建構造等の届出〉書類
2. 平面図、及び立面図、必要な詳細図(強化液消火器の位置、及び監視員の位置、装飾物品等を明示したもの)
3. 天井構造を説明するのに必要な詳細図(材質、厚み、寸法、取付方法、防災ラベルの内容等の説明が入ったもの)

10－10 天井吊りの禁止

小間内の造形物等はすべて床からの自立構造とし、装飾物の天井吊り、及び天井吊りによる支えは認められません。

10－11 通路の確保

自社小間内に来場者を収容するよう設計して下さい。特に通路に向けて実演を行なう場合は、通路に来場者があふれないよう自社小間内に観覧スペースを確保するなどの対策を講じ、通行を妨げることをないようして下さい。会期中、通路に来場者があふれ滞留してしまった場合は当該出展者の責任において整理して下さい。

10－12 基礎小間(システムパネル)への加工

基礎小間で使用するシステムパネルへの経師貼り、釘打ち、穴あけ、移動、撤去はできません。分電盤等の重量物を取付けることもできませんのでご注意ください。分電盤は自立型をご用意下さい。写真や説明パネル、切り文字、マーク等を直接取付ける場合は、マジックテープもしくは吊り下げ金具(チェーン)等を使用して下さい。システムパネルにカットイングシートやポスター等を貼った場合は、撤去時に必ず原状に回復して戴くようお願い致します。釘打ちや穴あけ、接着剤等によりシステムパネルを破損した場合にはその修理費が発生しますのでご注意ください。なお、マジックテープ、吊り下げ金具(チェーン)はTTSショー運営委員会でも用意しておりますが、数に限りがありますので、できるだけ各出展者側で事前に準備戴きますようお願い致します。

10－13 照明器具・装飾電球

スポットライト、ダウンライト、装飾電球、コルトン類、あるいは支持具も規定の最大高さ制限内に収まるよう施工して下さい。ネオンサイン等の高電圧を使用するものは禁止となります。ただし、低電圧タイプのネオンサイン等についての規制はありません。

また、他社小間へ著しい迷惑を及ぼすような設計(フラッシュやストロボなどの投光によって通路や隣接小間が影響されるような設置)はしないで下さい。なお、スポットライト等の発熱するものに可燃物が接触しないよう注意して下さい。

10－14 床上げ構造

配線、配管のための床上げ構造は差し支えありません。ただし、床下の使用は配線、配管以外は認められません。また、配線の接続は禁止となります。それ以外に使用した場合は2階建て構造とみなされ、条件をクリアしていない場合はその使用が禁止となります。なお、小間の出入り口付近は避難管理上支障があるので一部分の床上げ構造はしないようにして下さい。

10－15 床の工事と保護

屋内展示場及び屋外展示場はアンカーボルトの使用が可能です。アンカーボルト等の打ち込み工事をされる場合は、〈提出書類-I／作業届(アンカーボルト・給排水等)〉に必要事項を記入しTTSショー運営委員会へ5月12日(金)までにご提出下さい。TTSショー運営委員会でまとめて建物管理者(幕張メッセ)への申し出を行います。なお、会場規定によりアンカーボルト打設1本につき1,200円(税別・申請手数料含む)の床面補修費を出展者に負担していただきます。

使用可能なアンカーボルトはφ16mm以下で、シールドの深さは80mm以下となっています。雌型アンカーボルトは会場規定により使用禁止となります。アンカーボルトの打ち込み時は建物管理者の立ち会いのもとで行って下さい。床内にピット等がある場合は許可されません。会場側の規定を外れたアンカーボルトの打設があった場合は、補修費も含んだ損害賠償金が請求されますので充分ご注意ください。また、床面の復旧費は出展者の負担となります。

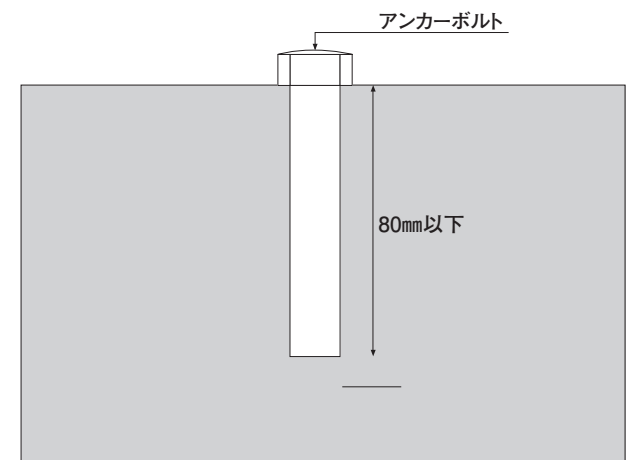
重量物の設置は各ホールの床荷重範囲内とし、クレーン車等を利用する作業のある場合は必ずアウトリガー部分の下に床養生の鉄板を敷くなどの対策を講じて下さい。特に、ピット及びその周辺部では重荷重を受けることはできません。もし重加重の可能性がある場合にはご相談下さい。

なお、ピット及びその周辺部以外の床面耐荷重は、屋内および屋外会場とも5t／㎡以下となっています。

使用できるアンカーボルト

φ16mm以下(シールド深さ80mm以下)

ケミカルアンカーは不可



10－16 防災材の使用

小間装飾に使用する材料、合板・ベニヤ・カーテン・幕・旗・敷物などはすべて防災材または防災性能を有するものを使用し、防災ラベルが付いているか確認を行って下さい。消防署の査察によって不適格と見なされた場合は主催者が撤去を命じますのでご注意ください。また、会場内で防災処理加工の作業を行なうことはできません。防災ラベルは防災認定事業者以外貼ることはできません。それ以外の者が防災ラベルを貼ると消防法により罰せられますので充分ご注意ください。発泡スチロール等の可燃物で製作した切り文字、マーク等は使用できません。不燃性もしくは難燃性の材料を利用して下さい。

10－17 設営に関する条件

小間の設営に関しては以下の条件を考慮して下さい。

①防災施設の保護

消防法令に基づいて、会場管理者、及び主催者が設ける非常口、消火器、非常ベル発信機の操作に必要なスペース等を隠したり、ふさいだり、移動したりすることはできません。

②残材、梱包材、ゴミ等の持ち帰り

装飾用残材、梱包材、ゴミ等は出展者が責任をもって持ち帰って下さい。残材を放置された場合は残材処分費用を請求させていただきます。

10－18 二次側電気配線工事の注意事項

- 1) 二次側電気工事を行なうすべての作業者は、作業中必ず電気工事士法に基づく第一種電気工事士免状、または設定電気工事従事者認定証を携帯して下さい。
- 2) 照明器具、及び機器の配線に関してはF ケーブル以上の絶縁効力のある電線を使用して下さい。また、コードの流し引きはできません。
- 3) 小間内電気設備に使用するブレーカは必ず漏電ブレーカを使用して下さい。
- 4) 施工にあたっては、火災などの事故予防に万全の注意を払って下さい。
- 5) 会期中は電気設備保守のため、主催者の電気担当者(昭豊電機)が常駐しますので事故等が発生した場合はすみやかに連絡して下さい。

10－19 設営後の出展者のチェックポイント

出展者は施工業者から引き渡しを受ける時に次の項目をチェックして下さい。

① 防災対象物品関係

合板、ベニヤ、カーテン、幕類、カーペットなどの敷物、旗類、装飾布などに「防災ラベル」が貼付けられているか。

② 禁止行為関係

設営に使用した塗料などの残りがいないか。

申請していないスプレーなどがないか。

必要な消火器が設置されているか。

③ 電気工事関係

スポットライト等の照明器具と可燃物が接触していないか。

手の届く範囲のスポットライト等にヤケドに対する安全対策が施されているか。

④ 避難関係

小間外の通路に展示物がはみ出していないか。

小間内から通路への避難導線が確保されているか。

11 禁止行為

11－1 禁止行為について

千葉県火災予防条例第 23 条により展示場内においての喫煙、危険物の持込み、裸火の使用は禁止されています。ただし事前に申請し、火災予防上支障がないと認められた場合は管轄消防署長によって解除承認されます。

展示車両内の軽油、ガソリンは消防法で危険物と定められています。屋内展示場での車両展示は燃料を必要最少限度の量にした状態で会場内への持込みを行って下さい。なお、ワックス、スプレー缶類の場内持込みも禁止されています。車両キャブ内等への保管も認められませんのでご注意下さい。

会場内の禁止行為は次のものとなります。

①喫煙

会場側が設置した喫煙所以外はすべて禁煙となります。展示小間内での喫煙は一切認められません。

②裸火の使用

- 1) 裸火とは、気体、液体、固体燃料を使用する火気器具等で、炎、花火を発生させるもの、または発熱部を外部に露出するものをいいます。
- 2) 電気を熱源とした器具で発熱部が赤熱して見えるもの(例：電気コンロ・電気ストーブ・電熱器など、ただし発熱部が焼室・風道・庫内に面しているトースター・ホットプレート・ヘアドライヤー・電気フライヤー・オーブンなどは除く)及び外部に露出した発熱部で可燃物が触れた場合、瞬時に着火(表面温度約 400℃以上)するおそれがあるものは裸火に含まれます。

③危険物品の持込

- 1) 危険物(ガソリン・灯油・軽油・重油・作動油・印刷インク・機械内蔵油・洗浄油・動植物油等、消防法で定める危険物)
- 2) 指定可燃物(ラッカーパテ・パラフィン等、消防法及び火災予防条例で定める指定可燃物)
- 3) 可燃性ガス(プロパン・アセチレン・水素など一般高圧ガス、保安規制で定める可燃性ガス)
- 4) マッチ
- 5) 火薬類

11-2 禁止行為の解除条件

前記の行為の内、出展物実演のためにやむを得ない必要最少限度のものに限り、以下の承認要件をもって事前に申請し、管轄消防署の承認を受けた後、会場内への持込み及び実演が可能になります。裸火の使用、または危険物の会場持込みについては、展示実演にあたっての必要最少限で安全性が確保できる場合に限り、管轄消防署長に「禁止行為解除承認申請書」を提出し承認を得ることにより、その使用または持込みが可能となります。危険物(展示車両を除く)の持込みをされる場合は〈提出書類・J／火気・危険物等に関する届出書〉に必要事項を記入の上、当該商品のカタログを2部添付し、5月12日(金)までにTTSショー運営委員会へご提出下さい。なお、提出書類・Jは、危険物の持込みをされない出展者についても「無し」に○印を付けてご提出願います。

なお、解除承認申請をしないでその行為を行なった場合は、ただちに使用を中止していただきます。

開催にあたっての消防署による査察時に、設営で使用した塗料、機器設備のための各種スプレー等が小間内にそのまま残されている場合が多く見られます。その場合、消防署によって展示の中止を求められる場合もありますので充分ご注意ください。

12 自衛消防隊の設置

展示会の防災対策として、TTSショー運営委員会展示場地区に自衛消防隊を組織しますのでご協力下さい。

出展者のご担当者を地区消防隊員として登録する必要がありますので**〈提出書類・K／小間内火元責任者専任届〉**に常駐される自社小間ご担当者のお名前をご記入いただき**5月12日(金)**までにTTSショー運営委員会にご提出下さい。

13 個人情報保護法に関する扱い

個人情報保護法に基づき、主催者では出展者に関する各種情報を保護する目的で一括管理いたします。ただし、運営あたっての関連業者等、主催者が必要と判断した場合に限り出展者の情報を条件付で提示いたします。また、展示案内パンフレット、ポスター、月刊『The TRUCK』等の印刷物に対しては企業名、住所、出展内容を公開します。

●2017TTSシヨ― ●総合日程

[illegible]

14 主催者と設営関係業者

TEL: 03 (5979) 6222 (代表) FAX: 03 (5979) 6621

Memo

2017 TTSショー「特装車とトレーラ展」

2017 TRUCK TRAILER SPECIAL-VEHICLE SHOW



会期 ☐ 平成29年6月8日(木) 9日(金) 10日(土)・3日間
(但し、屋外は8日(木)と9日(金)の2日間)

会場 ☐ 幕張メッセ国際展示場
第1ホールおよび屋外展示場

 株式会社 日新 TTSショー運営委員会

<http://www.truck-x.com/>

E-mail: yokoro@nissin-news.co.jp

〒104-0061 東京都中央区銀座2-11-9 三和産工ビル7階
TEL.03(6278)8905 FAX.03(6278)8906